

仕 様 書

第二管区海上保安本部

第一章 工事概要

1 工事件名

(塩釜合庁) 会議棟屋上防水改修工事

2 工事目的

塩釜港湾合同庁舎会議棟(以後「会議棟」という。)屋上の防水機能が低下していることから、これを改修するもの。

3 工事場所

塩釜港湾合同庁舎 会議棟

(宮城県塩釜市貞山通3-4-1)

4 面積

(1) 敷地面積 6579.88 m²

(2) 会議棟建物面積 1059.69 m²

(3) 施工面積 830 m²

(参考：昭和44年建築、地上2階建て、鉄筋コンクリート造)

5 履行期限

契約締結日から令和7年3月21日まで

第二章 共通事項

1 適用事項

工事に際しては、本仕様書に従い施工する。

2 関係法令等

本紙用書に記載されていない事項や詳細については、国土交通省「公共建築工事標準仕様書」(建設工事編・機械設備工事編・電気設備工事編)及び「公共工事標準仕様書」(建設工事編・機械設備工事編・電気設備工事編)の各最新版、その他関係法令等の定めによる。

- 3 官公署その他への手続き
工事施工に必要な官公署その他関係機関への手続きは、速やかに行うこと。
なお、これに要する諸費用は受注者負担とする。
- 4 工事实績情報システム (CORINS)
工事契約金額が 500 万円以上の場合、工事实績情報システム (CORINS) に基づき、「工事カルテ」を作成のうえ、監督職員の確認を受けること。
- 5 疑義に対する協議
仕様書に明記のない場合又は工事内容に疑義を生じた場合は監督職員と協議を行うとともに、その指示に従うこと。
- 6 工程表
工事の着工に先立ち工程表を作成し、監督職員の承諾を得ること。
なお、軽微な工事で監督職員の指示による場合は、これを省略することができる。
- 7 災害等発生時の安全の確保
災害及び事故（第三者に対する事故及び関係者の事故）が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を直ちに監督職員に報告すること。
- 8 工事現場の安全衛生管理
 - (1) 工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令に従ってこれを行うこと。
ただし、別に責任者が定められた場合はこれに協力すること。
 - (2) 現場においては常に整理整頓を行い、特に危険個所の点検を行なう等の事故防止に努めること。
- 9 撤去及び発生材の処理
 - (1) 撤去材の保管及び廃棄は、確実にを行うこと。
 - (2) 廃棄処分するものは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に従い適切に処理すること。
- 10 養生
既設部分、施工済部分、未使用材料等で汚染又は損傷の恐れがあるものは、適切な養生を行うこと。

11 後片付け

工事の完成に際しては、施工場所及び周辺等後片付け及び清掃を行うこと。

12 材料

- (1) 材料は別に定めがない限り新品を使用すること。
- (2) 材料の品質が掲示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。
- (3) 手配に先立ち、製品仕様書を提出し監督職員の承諾を得ること。

13 附帯作業

本仕様書に記載なき附帯工事においては、監督職員の指示により実施する。

14 施工の立会

監督職員の立会は下記の場合に行うこと。

- (1) 設計図書等に定められた場合
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合

15 施工の検査

監督職員の検査は、下記の場合に行うこと。

ただし、これによることが困難な場合は別に指示する。

- (1) 設計図書等に定められた場合
- (2) 監督職員の指定した行程に達した場合

16 工事報告

工事の進捗、材料の搬出入、作業員の作業状況等を記載した報告書を作成し、監督職員に提出すること。

17 完成検査

現場代理人は完成検査に立会い、検査又は試験の結果当該目的物が完成されていない場合、検査職員の指示に従い、受注者の負担において適切な措置を講じなければならない。

18 その他

- (1) 工事時間は、午前9時から午後5時までとする。やむを得ずその他の時間に作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、承諾を得ること。
- (2) 本件は、検査職員の検査合格をもって履行完了とする。
- (3) 受注者は履行完了後、本件にかかる請求を行い、発注者にて適法な請求書を受領後、入居官署ごとに支払うものとする。

第三章 特記事項

1 仮設工事

- (1) 仮設現場事務所は設けない。
- (2) 工事に要する電気及び水道については受注者にて用意すること。
- (3) クレーン車両等の荷揚重機及び資材置き場が必要となる場合は、現場の監督職員と事前に調整のうえ、その指示に従うこと。
- (4) 外部足場を設置する場合は、図面参照のうえ「手摺り先行工法等に関するガイドライン」記載の基準に適合する方式によりおこなうこと。
なお、通行する職員に配慮した作りとすること。

2 防水改修工事

会議棟屋上(換気機械室屋上含む。)の防水改修工事については、以下及び別図1～3のとおり施工する。

- (1) 施工に先立ち、既設改質アスファルト防水シート(以下、「防水シート」という。)の清掃・高圧洗浄を行う。
- (2) 既設防水シートの状況によっては、監督職員と協議のうえ補修を行うこと。
また、受注者が必要と認める場合は、下地調整を行うこと。
- (3) 別図3のパラペット部⑥(H400×W4000 mm)については、既設の金物及び防水シートを撤去し、新たに防水シートを敷設する。
なお、金物については、シーリングを注入のうえ再利用する。
- (4) 施工範囲全面(平面部:765 m²、パラペット部:65 m²)に既設防水シートに適合する非歩行仕様のトップコート剤を塗布する。
なお、メーカーの製品データに基づいた標準塗布量により塗布すること。
- (5) 既設ドレン4か所については、腐食がないことを確認し、腐食が見られる場合は監督職員と協議のうえ補修を行う。

3 提出物等

以下に掲げる書類を監督職員と調整のうえ、工事完了後A4版ファイル等に整理し、「紙媒体2部」及び「電子媒体(CD-R又はUSB)1部」を第二管区海上保安本部総務部総務課へ提出すること。

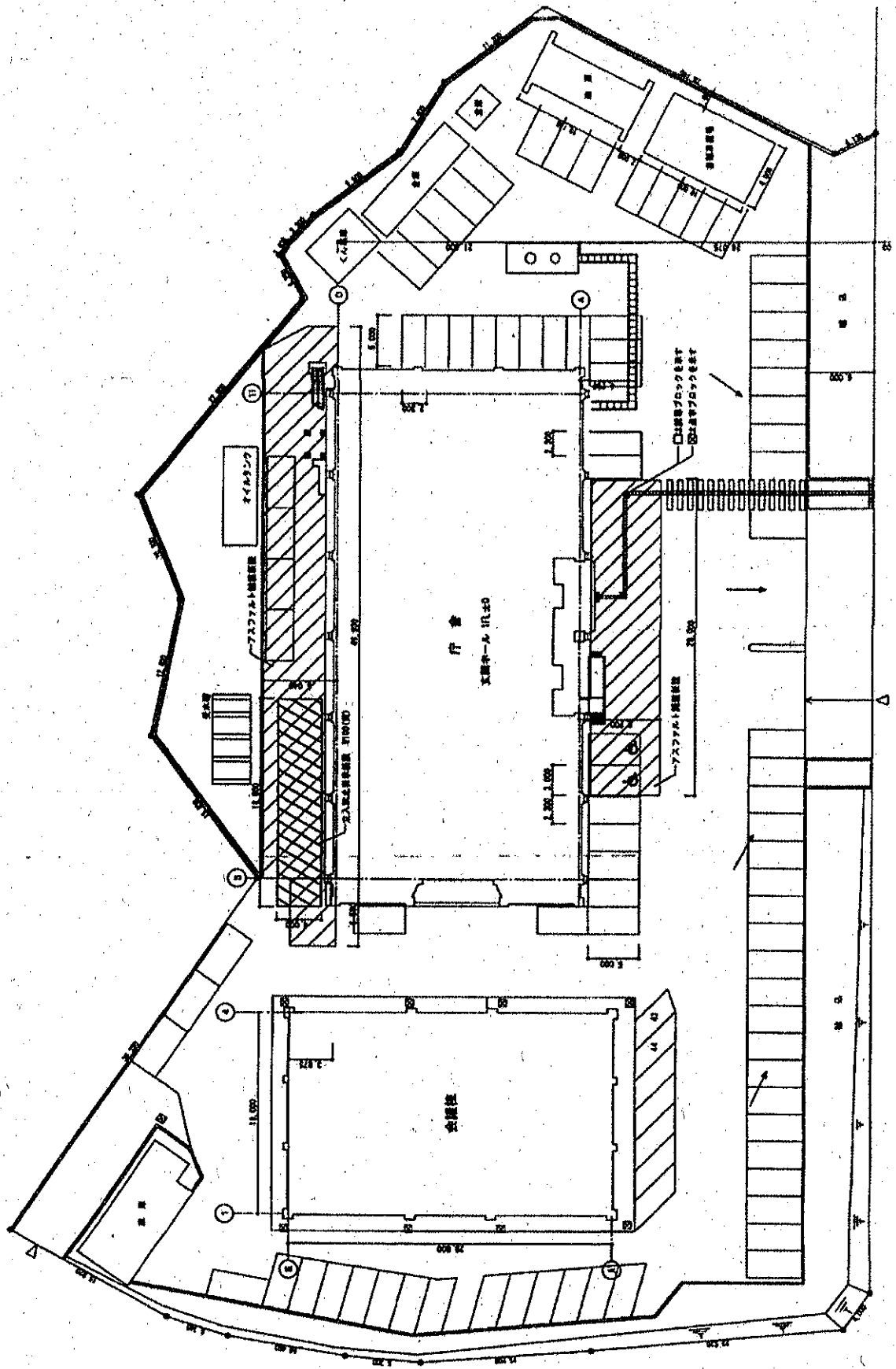
- ・整備概要
- ・工事写真(施工前、施工過程、施工後)
- ・完成図
- ・その他監督職員の指示する事項

4 その他

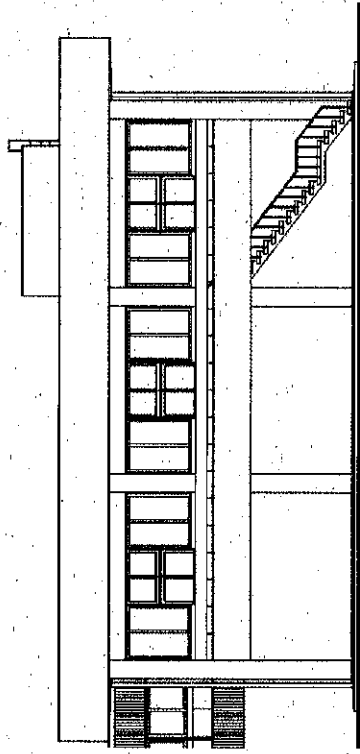
- (1) 工期設定を含め、工事施工日にあつては監督職員と十分に調整を行うこと。
- (2) 本仕様にかかる搬送費その他諸費用は全て受注者負担とする。

庁舎配置図

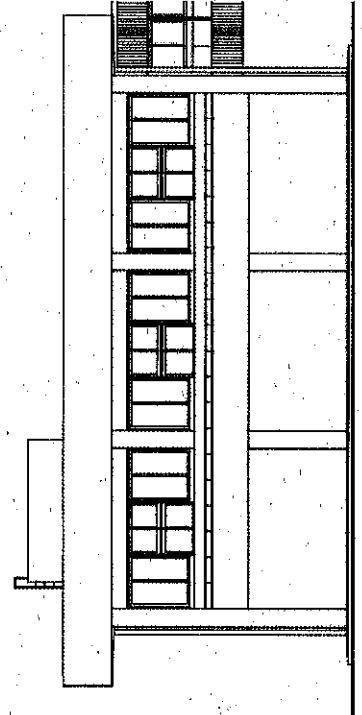
別図1



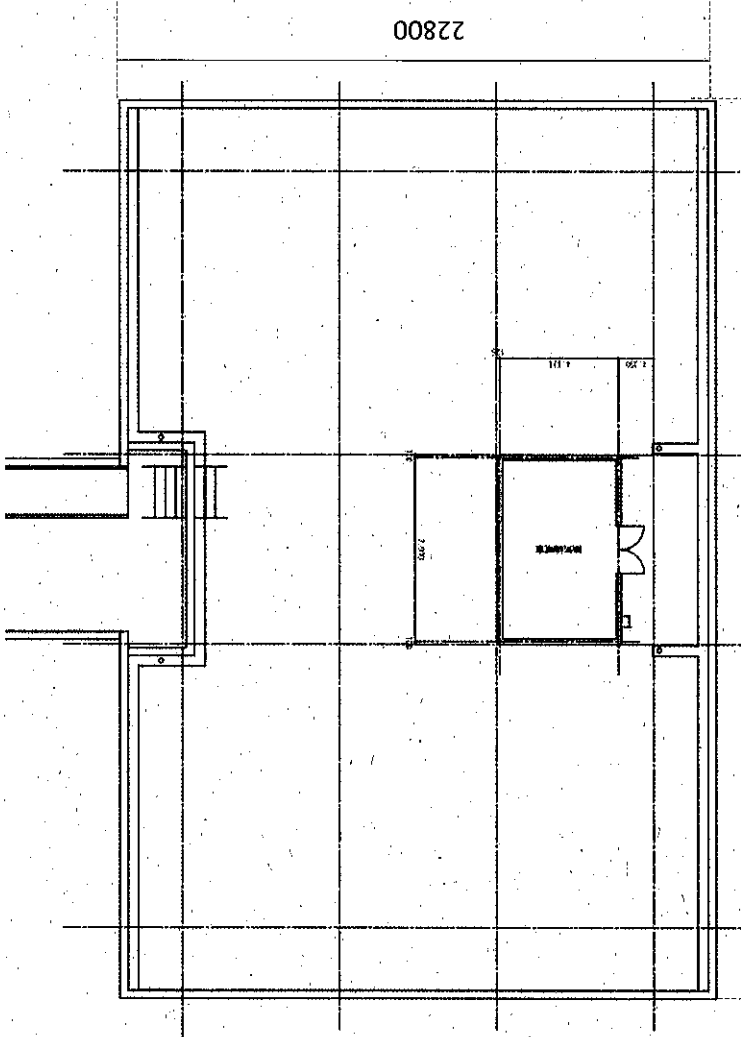
別図2



北側立面図



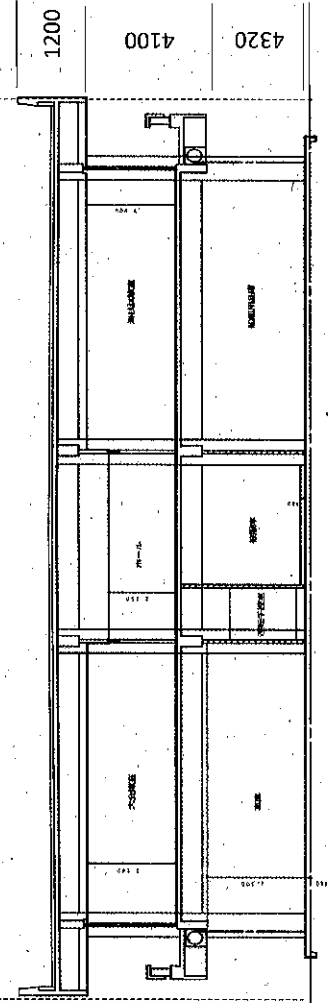
南側立面図



22800

180
9800
1200
4100
4320

34200
平面図

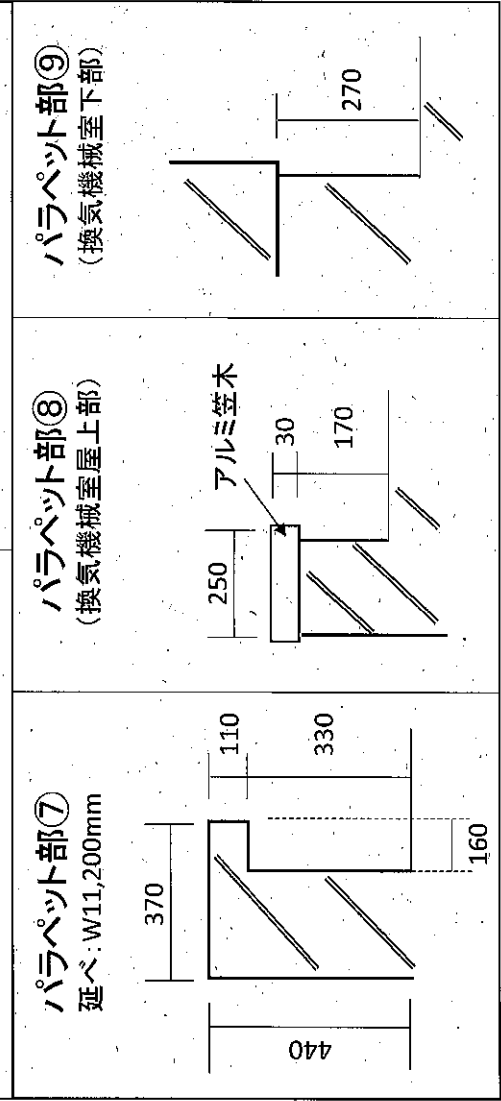
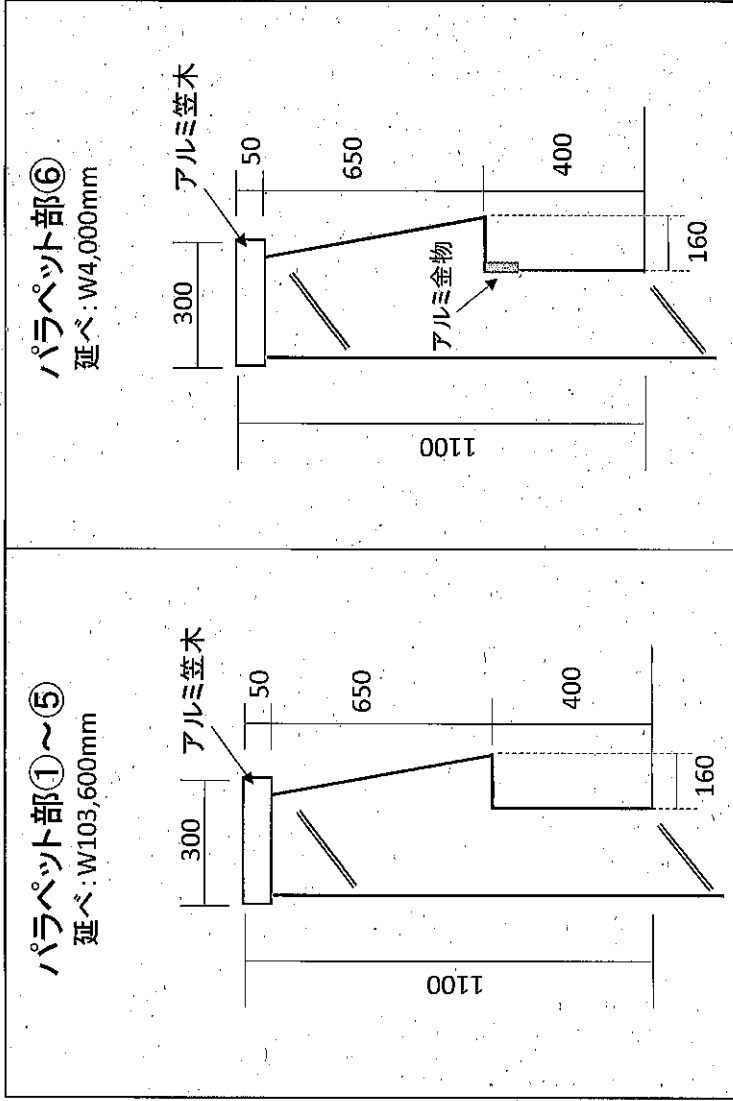
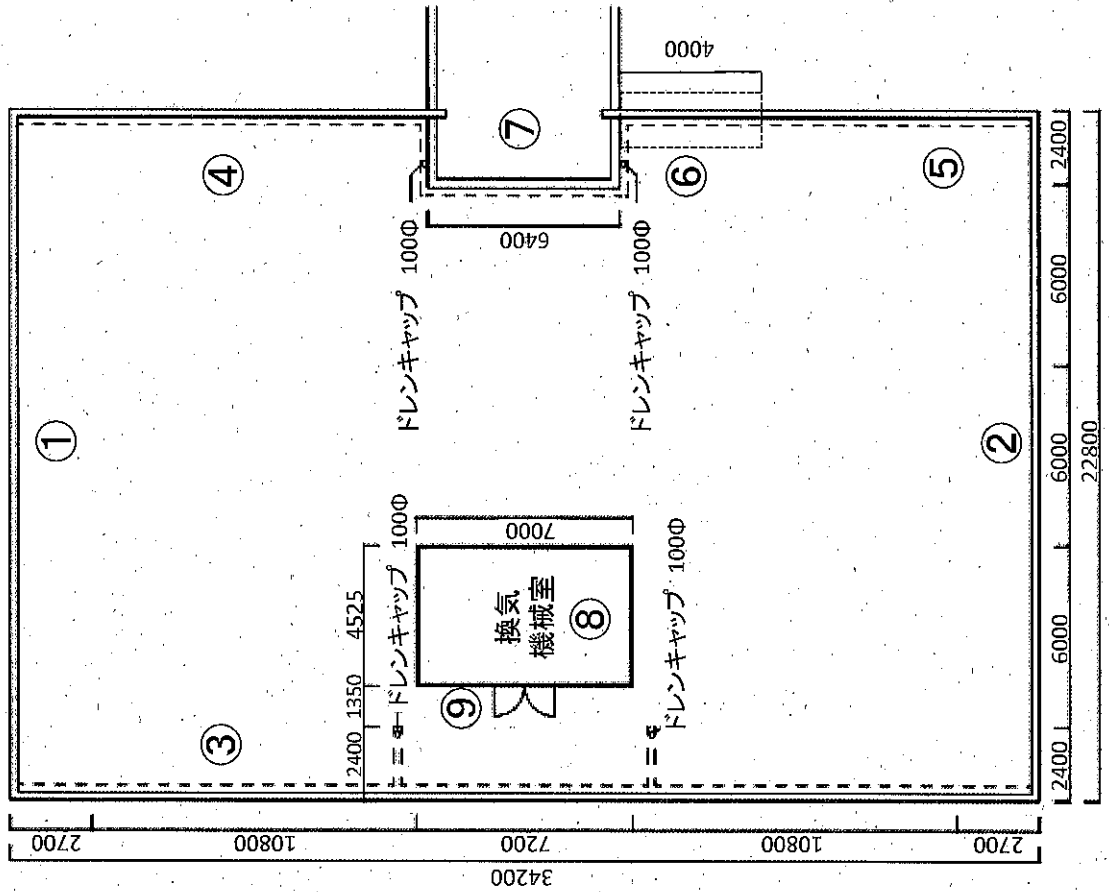


西側立面図

塩釜港湾合同庁舎 会議棟屋上防水・パラペット図(参考)

別図3

○ 改質アスファルト防水塗装: 平面部 765㎡
(防水塗装: 計830㎡) パラペット部 65㎡



パラペット部①～⑤
延べ: W103, 600mm

パラペット部⑥
延べ: W4, 000mm

パラペット部⑦
延べ: W11, 200mm

パラペット部⑧
(換気機械室上部)

パラペット部⑨
(換気機械室下部)